平成25年10月11日

民主党
東日本大震災復旧･復興推進本部
本部長 安 住　 淳 様

東日本大震災からの復興に関する
要　　望　　書

カツオの水揚げ（気仙沼市魚市場）

気 仙 沼 市

要　望　書

震災から２年半が経過し、被災地においても秋の味覚の便りが行き交っております。また、２０２０年オリンピック東京開催決定に際しても当市出身の佐藤真海さん、千田健太さんの活躍が報じられ、市民には明るいニュースとなりました。

多くの尊い人命が奪われ、生活基盤や産業基盤に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災からの復興に向け、気仙沼市におきましては、全国・全世界から、また、産業界・行政・個人を含めた各界から継続的に多くの支援を受け、市土基盤の整備、産業再生・雇用創出など、市民、産業界一丸となって各種事業に取り組んでおります。

具体的な進捗としては、災害廃棄物処理は終了の時期を迎え、防災集団移転や災害公営住宅などの住まいの再建、土地区画整理事業は順調に発注事務作業が進んでおります。

産業の再生については、国の補助制度等を活用した民間事業所が徐々に事業を開始しておりますが、更なる加速化のため、観光特区の設定や産業復興に係る市独自支援策を創設したところであります。

しかしながら、今後とも続く被災者への支援、未来に向けた地域再興等に当たり、根本的な考え方や制度上の改善・見直し及び財政的な支援が必要な課題等が数多く残されておりますので、実情を御賢察の上、被災地・被災者に対し、万全な取組をされますよう、以下要望申し上げます。

Ⅰ　重点要望事項

(1) オリンピック関連事業等による被災地復興への妨げの防止

(2) ＩＬＣ日本誘致への積極的な取り組み

(3) 復興交付金制度の改善

(4) 復興事業に係るマンパワーの確保に対する支援

(5) 避難道と避難広場の整備に対する積極的な対応

(6) 防潮堤整備における景観配慮等に対する支援

(7) 被災元地の集約手法の整備等

(8) 盛土材ストックヤードの整備等

(9) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業における企業が投資しやすい制度設計への見直し

(10) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助）の継続と安定的な運用

(11) 国民健康保険に対する財政支援措置の強化

(12) 被災者の国民健康保険、介護保険等に係る保険税(料)、医療費一部負担金、利用者負担金の減免措置に対する国の全額財政支援

Ⅱ 個別要望事項

１ 全体に関わる事項

(1) 津波復興拠点事業の箇所数・面積基準の拡充

(2) 漁業集落防災機能強化事業の広範な適用

(3) 市税減収に対する財政支援

(4) 自由度の高い財源の被災自治体への付与

(5) 普通交付税合併算定替え適用期間の延長

(6) 普通交付税算定基礎を平成２２年国勢調査人口とする特例措置

(7) 災害復旧事業等に係る地方財政措置の継続

(8) 家屋等解体や基礎撤去に係る災害廃棄物処理事業の継続

２ 市土基盤・土地利用に関わる事項

(1) ＪＲ気仙沼線及び大船渡線の鉄道での早期復旧・復興

(2) 事業地区以外の民地土地嵩上げに対する補助制度の更なる充実

(3) 農地の復興事業転用に係る相続税･贈与税納税猶予制度の改善

(4) 中山間地域等直接支払制度の交付金返還に係る緩和措置

(5) 情報通信基盤整備事業の予算措置等及び柔軟な補助スキームの設置

(6) 地域の復興まちづくり支援に配慮した各種道路整備の推進

(7) 気仙沼大島架橋及び唐桑最短道の整備促進

(8) 水道施設災害復旧に係る財政支援の拡充

(9) 都市ガス導管の敷設に係る財政支援

(10) ねずみ鋳鉄管等の要対策導管の更新に係る財政支援

３ 住宅再建に関わる事項

⑴ 被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限の延長

４ 産業に関わる事項

⑴ 独立行政法人中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設にかかる解体・撤去費用に対する財政支援

⑵ 観光産業振興のための支援

⑶ 放射能関連被害に係る東京電力への損害賠償の確実化

５ 保健福祉・教育・被災者支援等に関わる事項

⑴「地域支え合い体制づくり事業」の継続と拡充

⑵ 自治集会施設への補助制度の創設

⑶ 固定資産税・都市計画税の課税免除等特例措置の継続

⑷ 施設保有漁協が被災者の代わりに取得する資産の代替特例措置

⑸ 社会教育施設災害復旧事業への確実な措置

⑹ 就学援助制度とスクールバス運行への財政支援の延長

重点要望事項（詳細）

(1) オリンピック関連事業等が被災地復興の妨げとならないようお願いしたい。

２０２０年夏季オリンピックの東京開催が決定したことは大変喜ばしいことであるが、一方、被災地では思うようなスピードで復興が進まず、多くの被災者が未だ仮設住宅で暮らしている現状である。そんな中にあって、今後、オリンピック関連事業等のインフラ整備により、人手不足や資材高騰など復興事業への影響及び被災地への関心の低下が懸念される。

オリンピック招致にあたって、東日本大震災からの「復興五輪」を開催意義として打ち出し、招致を勝ち取ったことは世界に対して復興を約束したことであり、国においてはオリンピック準備に力を入れることによって、被災地復興に遅れが生じないよう、人材・資材の調整・確保対策や工事費積算・入札・工事体制などに係る制度・基準の柔軟な対応とともに、復興財源が十分に確保されるよう配慮をお願いしたい。

(2) ＩＬＣ日本誘致への積極的な取り組みをお願いしたい。

国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、被災地の創造的産業復興の起爆剤ともなりうる事業であり、特に被災地における経済的・教育的効果も期待できることから、国においては極力早い時期に日本誘致に名乗りを挙げ、北上山地への施設整備及び研究体制の確立等を計画的に進めるなど積極的な取り組みをお願いしたい。

(3) 復興交付金制度の改善についてお願いしたい。

東日本大震災復興交付金については、被災地の復興に大きく寄与しているところであるが、復興交付金の期間については現時点で平成２７年度までとされている。

被災地の復興にはなお相当の時間を要し、本市の場合、例えば土地区画整理事業などは交付金適用期間を超える平成２９年度完了の予定であり、期間の柔軟な運用が必要である。

また、復興の現場では日々新たな課題が生じてくることから、引き続き現場の声を聞き取り、適時適切に復興交付金制度の改善をお願いしたい。

① 平成２７年度までとなっている交付金適用期間を復興に係る必要な期間とするようお願いしたい。

② 復興交付金で対応困難な事例にあっては、社会資本整備総合交付金等の活用についての検討・調整を行うこととされているが、その場合であっても復興庁において十分なサポートを行うようお願いしたい。

③ 期間内の財源を確実に確保するようお願いしたい。

(4) 復興事業に係るマンパワーの確保に対し支援をお願いしたい。

復興事業の推進のためには、技術職を中心にマンパワーが必要不可欠であり、現在、総務省～市長会ルートのほか、各自治体独自のルートや規模の大きい自治体等による再任用など様々な手法で人材を確保しているが、復興事業は平成２５年度～２７年度が山場となり、より一層の人手を要することから、復興庁においても任期付職員を採用し被災自治体に派遣するなど、マンパワーの確保に積極的に関わっていただきたい。

(5) 避難道と避難広場の整備に対し、柔軟かつ積極的な対応をお願いしたい。

今後の津波への対応としては、徒歩による避難を原則としつつも、現実的には自動車による避難が必須である。そのため、低地はもとより、非浸水地域を通り高台へ抜ける道路の整備・拡幅や、高台への避難広場（公共空地）の整備などが不可欠であり、このことは昨年１２月７日に発令された津波警報時においても、明らかとなった。

大震災を経験した住民の最も強い要望の一つが避難道・避難広場の整備である。

ついては、沿岸地域から円滑に避難するため、市道台ノ沢長平線・都市計画道路朝日町赤岩港線をはじめとした道路の整備、拡幅や橋梁の整備はもちろん、浸水地域以外でも、市道田中赤貝線など避難や物資輸送に必要な道路、避難広場等の整備に対し、復興交付金や社会資本整備総合交付金（復興枠）等による柔軟な対応をお願いしたい。

(6) 防潮堤整備における景観配慮等に対する支援をお願いしたい。

防潮堤は、津波から生命・財産を守る基本的な施設として、必要な箇所への整備が急務であるが、まちづくりや周辺環境との整合の観点で難しい課題も抱えている。特に、景観はまちづくりや街の魅力の保持には欠かすことができない要素であり、本市が持つ海岸線は風光明媚な景色を作り出してきた。

このことから、防潮堤を整備する際には、法面緑化やアクリル（透過性の高い素材）の利用、背後地植林の実施、階段状の構造の採用、法面や天端の利用など、市街地、景勝地など地域に相応しい景観や構造への配慮が行えるよう、制度や予算の拡充をお願いしたい。

あわせて、防潮堤を街並みづくりの中に埋め込むなどの一体的な整備や、防潮堤の海側に設置できる施設の要件緩和など、制度上の柔軟な対応をお願いしたい。

(7) 被災元地の集約手法の整備等をお願いしたい。

住宅再建については、これまで移転先の形成のため各種施策を先行して進め、概ね計画がまとまり実施段階に移行しているところであるが、被災元地のまちづくりはこれからの大きな課題となっている。

災害危険区域には市が買い取る被災住宅元地が多数点在することになるが、集約し有効活用を図ろうにも特に集落部においてはその手法がなく、まちづくりを具体的に描ける状況にないため、官地の集約方法に関する既存制度（土地改良事業や区画整理事業など）の要件緩和や新制度の創設をお願いしたい。

(8) 広域的な土量調整を行うための盛土材ストックヤードの整備等をお願いしたい。

本市では、被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転事業などの工事進捗に伴い、国・県施工分と合わせ約１７０万㎥の盛土材の不足が見込まれている。一方で、近隣の岩手県陸前高田市においては約４９０万㎥の土砂が余剰となる見込みとなっており、復興促進に向けた土砂の有効活用が喫緊の課題となっている。

このため、県域を越えた各発注者による土量調整会議を行っているが、市内におけるストックヤードとなる用地の不足、ストックヤードの整備及び管理に要する経費並びに運搬等による道路の損傷や交通渋滞の発生などが想定されるため、県・市を越えた広域的な対応が必要となっていることから、復興交付金事業としての採択をお願いしたい。

(9) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業において、企業が投資しやすい制度設計をお願いしたい。

被災地における雇用創出を通じて地域経済の活性化を図るため、平成２５年度に経済産業省所管の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業」が創出されたところである。

同事業は、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域の産業復興を加速させるための企業立地補助制度であるが、その補助率の決定にあたっては、外部震災委員会の評価によって個別の投資案件ごとに異なる補助率となるため、進出を検討している事業者は計画段階で投資設計を組めない状態となり、結果的に進出の動きを抑制する可能性がある。

以上のことから、同事業においては、外部審査委員会による評価で補助率が変動することなく、地域ごとに示されている上限補助率で固定していただきたい。

(10) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助）の継続と安定的な運用をお願いしたい。

① 事業の継続と柔軟運用

本市では津波被害を受けた鹿折、内湾、南気仙沼の３地区において土地区画整理事業による市街地再生を計画しているが、大規模な盛土造成が必要なことから、本区域内で大半の建築が可能となるのは早くても平成２８年度以降となる見込みである。

このような、地盤インフラの整備の遅れ等により補助採択を受けた事業者が事業着手出来ない現状に鑑み、既に２度の繰越し、さらには再申請後１年での事業完了が認められてはいるが、実態として更なる期間延長が必要であるため、これらの区域で本設再建を目指す被災事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助申請できるよう、グループ補助の平成２６年度以降の制度継続を早期に明示していただくとともに、採択済みの補助金については県で基金化して管理するなど、事業者に安心感を与えられるような制度運用をお願いしたい。

② 遡及適用の継続

本事業において、交付決定前に自力で復旧した費用を遡って補助対象とする遡及適用の扱いについては､第８次募集からは適用しないことが示された。

しかしながら、被災事業者にとって遡及適用が継続されることで計画的かつ柔軟な事業再開が可能となることから、第７次までと同様、遡及適用の継続をお願いしたい。

③ 事業計画変更への対応

事業用地の嵩上げの遅れ等により、補助年度内に事業完了が困難な場合の繰越手続については簡略化等が認められたところであるが、繰越後、実際に事業実施が可能となるまでの間に建築単価の高騰などが起きていることから、これらの事情変更に対応した補助金の増額を伴う事業計画の変更を認めていただきたい。

(11) 国民健康保険に対する財政支援措置の強化をお願いしたい。

本市は、産業が集積する沿岸市街地に壊滅的な被害を受けたことから、被災や離職、休・廃業等により国民健康保険加入者の所得が著しく低下(H22→H23 ▲14.0% H24 ▲16.2%)し、保険税収入が大幅に減少している。

一方、医療費の増加により保険給付費は増大しており、国民健康保険の財政状況は急激に悪化している。

加えて、一時的に大量の離職者等を受け入れ若年層の加入割合が増えた結果、前期高齢者交付金や後期高齢者支援金による国の医療制度の財政調整が、平成２５年度以降に本市保険財政にマイナスに働き、更に制度維持が困難になってくる。

このため、本市では平成２５年度にやむなく税率の引き上げ（平均6.5%）に踏み切ったものの、なお厳しい財政状況が続く見込み（財調取崩見込　H25年度3.7億円、H26年度3.1億円）である。

加入者の所得の回復も遅れている中、消費増税も控えており、更なる税率引き上げは市民の生活再建に過重な負担となることから、特別調整交付金の増額等による特例的な財政支援措置を速やかに講じられるようお願いしたい。

(12) 被災者の国民健康保険、介護保険等に係る保険税（料）、医療費一部負担金及び利用者負担金の減免措置に対し、国の全額財政支援をお願いしたい。

国の全額財政支援により実施してきた被災者に対する国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に係る保険税（料）や一部負担金の減免については、平成２４年１０月以降、対象経費の１０分の８が国の特別調整交付金として交付され、１０分の２が自治体負担とされたが、平成２５年４月以降については、県や市の財政負担が大きく、実施財源を確保できないところである。

被災者を取り巻く状況はなお厳しく、生活再建に対する支援が引き続き必要なことから、保険税（料）や一部負担金の減免措置に対し、国の全額財政支援をお願いしたい。

個別要望事項（詳細）

１　全体に関わる事項

(1) 津波復興拠点事業の箇所数・面積基準の拡充をお願いしたい。

被災地の復興を先導する「津波復興拠点整備事業」は、被災地域の復興に有効な事業であるが、被災した面積や市町村の地勢等にかかわらず、１自治体当たり２地区まで、国費支援の面積上限は１地区あたり２０ヘクタールまでとされている。

本事業は、被災地復興に大きな役割を果たす事業であることから、被災の度合いや合併市町村であること等の地域の実情を勘案し、地区数や１地区当たりの面積などの基準の拡充をお願いしたい。

(2) 漁業集落のまちづくり再生に対し、漁業集落防災機能強化事業を幅広く利用できるよう配慮をお願いしたい。

被災した漁業集落の復興にあたっては、３８の集落において懇談会を重ねているところであるが、漁港機能の回復・強化はもとより、集落としてのまちづくり再生や産業・地域の付加価値化が求められており、復興交付金基幹事業に位置付けられている漁業集落防災機能強化事業は、非常に有効な手段と考えている。

このことから、漁業集落のまちづくり再生の課題となる、集落道整備や窪地となる民有地の土地の嵩上げ、「魚食普及」を促す加工・物販・観光など６次産業化へ対応した新たな施設整備、憩いの場としての公園整備など、漁業集落防災機能強化事業の適用範囲を幅広く認めていただき、漁業集落の復興がスムーズに行われるよう配慮をお願いしたい。

(3) 市税減収に対する財政支援をお願いしたい。

本市における平成２４年度の税収見込みは、震災前の水準（Ｈ２２決算：６５億円程度）に対し７割程度で推移しており、現在、税収回復のため各種復興事業等を展開しているが、震災前の水準までには相当の時間を要することから、財政運営に支障が生じないよう、当分の間、市税の減収分に対し「震災復興特別交付税」等による継続的な財政支援をお願いしたい。

(4) 自由度の高い財源の被災自治体への付与をお願いしたい。

被災自治体は、それぞれ被災度や産業構造等が異なり、復興へ向け重きを置く政策も異なることから、各々の自治体において独自の復興重点分野を推進するための財源として、既に配分された復興基金交付金は有効であるものの、目的を達成するための財源としては少額である。

また、３月８日の「復興交付金の運用の柔軟化について」の中で、復興交付金で対応できない事業について当該基金等の活用を検討・調整すると示されたものの、当該基金への増額等の手当てはこれまで行われていない。

今後、各被災自治体が地域の実情に応じて、復興事業を加速度的に推し進められるよう、当該交付金等自由度の高い財源の交付をお願いしたい。

(5) 普通交付税合併算定替えの適用期間の延長をお願いしたい。

普通交付税の算定は、合併（旧気仙沼市・旧唐桑町・旧本吉町）に伴い平成２７年度から段階的に削減され、平成３３年度には一本算定となるが、震災に伴う事務事業の増加やそれに伴う職員の増員などにより、一本算定による交付税削減に対応できない状況である。

このことから、普通交付税の合併算定替え適用期間について、復興計画の期間を踏まえた延長をお願いしたい。

(6) 普通交付税算定基礎は平成２２年国勢調査人口とする特例措置をお願いしたい。

普通交付税算定基礎となる人口については国勢調査数値が基礎となり、次の調査は平成２７年度に行われる。被災地においては、震災の影響（住宅の関係等）により一時的かつ急激に人口が減少しており、平成２７年度においても市外・県外の仮設住宅からの帰還が完了せず、平成２７年国勢調査人口をその後の５年間にわたり算定基礎とすることは財政への影響が甚大である。

このことから、平成２２年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とするようにお願いしたい。

(7) 災害復旧事業等に係る地方財政措置の継続をお願いしたい。

被災地の災害復旧事業及び震災復興事業は今後も相当の時間を要することから、復旧・復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置をお願いしたい。

(8) 家屋等解体や基礎撤去に係る災害廃棄物処理事業を平成２６年度まで継続されるようお願いしたい。

被災家屋等の解体や基礎撤去については、地盤沈下による浸水（浸水地域２８０ha）や土地境界、相続、抵当権などの課題及び施工業者の不足等で、年度内の完了は不可能な状況にあるが、今後の被災地区・被災土地の復興事業への活用に必要不可欠であることから、引き続き国庫補助事業として平成２６年度も継続をお願いしたい。

２ 市土基盤・土地利用に関わる事項

(1) ＪＲ気仙沼線及び大船渡線について、鉄道での早期復旧・復興を図るため、国による財政支援をお願いしたい。

壊滅的な被害を受けたＪＲ気仙沼線及びＪＲ大船渡線は、通学・通院や観光等産業面において復興に必要不可欠な路線であり、被災地の復興の原動力となる鉄道の早期復旧が望まれている。

一方、東日本旅客鉄道株式会社では、安全が確保された鉄道の復旧には莫大な事業費が必要となることから、国に対し財政的支援を求めているところであり、鉄道復旧に対する国の支援を是非ともお願いしたい。

(2) 事業地区以外の民地の土地嵩上げに対する補助制度の更なる拡充をお願いしたい。

今回の震災においては、地盤沈下の影響が大きく土地の嵩上げが急務であるが、これまで純粋に地盤沈下に着目した復旧制度がなく、復興の将来像を描けず検討を進められない地域や、道路の嵩上げ復旧及び防潮堤の整備等により窪地となる地域が多数発生してきた。

このような被災地の状況を何度となく国に伝え、第４回及び第６回復興交付金により、被災市街地復興土地区画整理事業の効果促進事業として一部地域の嵩上げが認められたことは大きな前進である。

しかしながら、嵩上げが必要な土地の全てで課題が解決した訳ではなく、嵩上げされる道路と防潮堤間の窪地や漁業集落防災機能強化事業の背後地に関しても冠水対策が必要であり、これらの整備に対し補助制度の更なる拡充や交付金の採択等をお願いしたい。

(3) 復興関連事業に伴う農地の買収等における相続税・贈与税納税猶予制度の特別措置をお願いしたい。

相続税・贈与税納税猶予制度においては、納税猶予特例農地等の転用により納税猶予期間が確定される場合があることから、復興整備計画による農地買収が行われた場合には、相続税・贈与税及び猶予期間中の利子税が免除されるよう、特別な措置をお願いしたい。

(4) 中山間地域等直接支払制度の交付金返還に係る緩和措置をお願いしたい。

中山間地域等直接支払制度の協定農用地を、被災者でない者が宅地や工場用地等として農地転用した場合は、当該転用農地だけではなく協定地域全体の交付金を初年度に遡って返還することになっている。

早期の震災復興を図るためには、復興事業の用地が必要不可欠であることから、復興関連事業のための農地転用に係る交付金の返還については、当該転用農地に係る現年度分のみとする制度緩和をお願いしたい。

(5) 被災地の情報通信基盤整備について、次年度以降の予算措置等のほか、柔軟な補助スキームを設置されるようお願いしたい。

今回の震災でケーブルテレビ事業者の放送設備及び伝送路が被災し、地域住民が必要とする情報を供給できない事態が発生し、市民生活や企業活動に大きな支障をきたした。

これらの情報通信基盤の復旧については、現在、災害復旧の枠組みで復旧整備を図っているが、伝送路の整備について、これから本格化する防災集団移転や災害公営住宅の建設等のほか、被災市街地土地区画整理事業、河川災害復旧事業及び海岸防潮堤整備事業等による復旧・復興の都市整備等に充分に対応できるものではない。

このことから、今後、情報通信の格差を生じさせないためにも、国の複数年度にわたる情報通信基盤整備に係る予算措置及び柔軟な補助スキームの設置をお

願いしたい。

また、今後、実施される災害復旧・復興事業等によって、整備済みの情報通信基盤施設の移転を求められることが予想されることから、支障移転費用に対する財政支援措置についても併せてお願いしたい。

(6) 三陸沿岸地域の復興をリードする事業として、地域の復興まちづくり支援に配慮した各種道路整備の推進をお願いしたい。

三陸沿岸道路については、復興を支えるリーディングプロジェクトとして大きな期待が寄せられていることから、早期全線供用のため、より一層の整備促進をお願いしたい。

特に、気仙沼湾横断橋を含む気仙沼道路（気仙沼～唐桑南）について、本市の基幹産業である水産加工業等の集積地として復興事業を進めている南気仙沼地区、鹿折(ししおり)地区、赤岩港(あかいわみなと)地区等の物流効率化等の大きな役割を担うものであり、市民は本市復興のシンボルとして大きな期待を寄せていることから、早期着工整備をお願いしたい。

また、堤防の建設や津波防御機能強化に伴い、国道４５号等の付け替え・嵩上げ等の構想が地元から提起されており、調整が必要となっている箇所がある。

とりわけ、大谷(おおや)海岸背後地付近においては、国道４５号、防潮堤、ＪＲ線の３つをセットで考える必要があることから、まちづくりに配慮した国道整備に柔軟な対応をお願いしたい。

(7) 気仙沼大島架橋及び唐桑最短道の整備促進をお願いしたい。

気仙沼大島架橋（県道大島浪板線）については、橋梁本体工事の施工業者が決定し、年内には工事着手する予定で進められているが、一日も早い完成に向け、安定的・継続的な予算の確保をお願いしたい。また、大島側の架橋へのアクセス道路となる県道大島線についても、現道は浸水地域を通る道路で、大島から本土への避難道的役割も果たす道路であることから、早期事業化をお願いしたい。

唐桑最短道（主要地方道気仙沼唐桑線）については、事業化された浦（うら）地区・竹（たけ）の町入（まちい）り～舞根（もうね）間の早期完成に向け、安定的・継続的な予算の確保をお願いしたい。残る舞根（もうね）～鹿折（ししおり）間についても、唐桑半島の孤立化防止の観点から、整備促進をお願いしたい。

(8) 水道施設災害復旧に係る財政支援の拡充をお願いしたい。

東日本大震災により、本市水道事業は、給水人口の減少や水産加工業等の事業所の操業停止などにより、水道料金の減収が著しく、非常に厳しい経営環境にあることから、今後の復旧・復興事業等の実施にあたって財源の確保が大きな課題となっている。

このことから、災害復旧事業においても復興交付金事業と同様に、事業者負担が伴わないよう、地方交付税措置等の財政支援の拡充をお願いしたい。

(9) 震災によって被災した都市ガス導管の敷設に係る財政支援をお願いしたい。

気仙沼市ガス事業は、東日本大震災の影響により、一般ガス需要家について３，２３２戸のうち、51.8%に当たる１，５５８戸が被災したことから、販売量は64%、売上額は58%減少し、非常に厳しい経営状況が続いている。

現在、災害公営住宅等への供給計画により、経営の継続と再建を目指しているが、土地区画整理事業など、新たなまちづくりに呼応した都市ガス導管の面的整備に必要となる約１１億円の財源確保が課題となっている。

生活再建や産業再生を支え、地域全体の復興を加速させるため、都市ガス導管整備や移設について、平成２６年度に向け資源エネルギー庁で準備を進めている「被災都市ガス導管移設復旧支援事業費補助金」制度の成立を図るともに、復興交付金制度の柔軟な適用と震災復興特別交付税措置の継続をお願いしたい。

(10) ねずみ鋳鉄管の要対策導管の更新に係る財政支援をお願いしたい。

ねずみ鋳鉄管などの要対策導管に係る対策については、国が策定した「ガス安全高度化計画」の「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づき、大手ガス事業者４社は平成２７年度まで、他のガス事業者は平成３２年度までに対策を完了することとされている。

総務省は、「公営ガス経年管対策実施要綱」を定め、公営ガス事業者に対し、平成２０年度から平成２７年度までに実施した要対策導管対策事業費の 25%を一般会計出資債として発行することや一般会計出資債の元利償還金の 50%を特別交付税措置するなどの財政措置が行われている。

しかしながら、本市においては、この度の東日本大震災により需要家数が半減、販売量並びに売上額が大幅に減少し、この要対策導管に取り組む自己財源の確保が非常に困難な状況にある。

このことから国のガス安全高度化計画に合わせた更新事業の促進による保安の向上と震災に強いまちづくりを構築していくため、新たな補助制度の創設と震災復興特別交付税措置の適用期間について、平成３２年度まで継続して利用できるようお願いしたい。

３ 住宅再建に関わる事項

(1) 被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限の延長をお願いしたい。

平成３０年４月１０日に申請期限を迎える被災者生活再建支援金の加算支援金は、戸建ての災害公営住宅を払下げにより購入する場合も対象となるが、公営住宅の払下げが可能となるのは入居開始から５年経過後である。

本市の場合、戸建て災害公営住宅の完成予定は、早くても平成２７年度以降であることから、払下げにより購入が可能となるのは平成３２年度以降となり、加算支援金の申請は間に合わない。

また、土地区画整理事業等の基盤整備の進捗状況により、加算支援金の申請期限までに住宅の再建ができない場合も懸念される。

このことから、被災者の住宅再建・取得時等に、確実に加算支援金を申請できるよう申請期間の延長をお願いしたい。

４ 産業に関わる事項

(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設にかかる解体・撤去費用について、国による財政支援をお願いしたい。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業により整備された仮設店舗や事務所等は、貸与期間経過後、事業者に払下げするものを除き、市において解体・撤去をしなければならず、その財政負担は大きいことから、これまで国による財政支援を要望してきたところである。

この度、平成２６年度における経済産業省の概算要求により、市町村に対する仮設施設の解体・撤去費用への支援が示されたところであるが、なお、被災自治体の負担とならないよう、重ねて国による対応をお願いしたい。

(2) 観光産業の振興のため支援をお願いしたい。

本市の復興には、水産業と並び観光産業の振興が不可欠であり、市観光戦略会議の提言に基づき、民間と行政が一体となった新しい観光戦略を策定している。

本市復興の鍵を握る観光について、被災施設の復旧整備とともに将来にわたる計画的な観光のまちづくりを進めるため、観光施設の整備や誘客促進に資する事業の展開などハード・ソフト両面において国による支援をお願いしたい。

(3) 放射能関連被害に係る東京電力への損害賠償が確実に確保されるようお願いしたい。

放射能対策については、国や県が食品等の精密検査を行い公表するとともに、基準も厳しくするなど、国民に安全安心な食品が提供されるよう措置されているところであるが、基準値未満の農水畜産物であっても買い控えが生じるなどの風評被害が生じ、生産者や食品製造業者にとっては死活問題となっているだけでなく、被災地の産業復興等の大きな妨げとなっている。

また、自治体や企業においては、独自に放射能検査をしているところもあるが、それに伴う機器購入費や検体料、人件費等は自らが負担している。

このことから、国においては風評被害対策を徹底するとともに、飼料等の代替

調達費用や除染経費はもとより、出荷制限による生産者の実害、風評被害による食品加工業者や流通業者の減益、放射能測定に伴う自治体や企業の経費について、東京電力による迅速かつ適切な賠償が確実に実施されるよう支援願うとともに、放射能及び震災の影響により販路が縮小した事業者に対する支援措置も併せてお願いしたい。

５ 保健福祉・教育・被災者支援等に関わる事項

(1)「地域支え合い体制づくり事業」の継続と拡充をお願いしたい。

被災者の見守りや心のケア等の生活支援については、「地域支え合い体制づくり事業」により、現在、サポートセンターを設置し、生活支援員による応急仮設住宅入居者等に対する訪問活動や総合相談等を行っており、非常に重要な役割を果たしている。

当該事業は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増しにより実施されているが、今後さらに、災害公営住宅や防災集団移転先においても、生活援助員（ＬＳＡ）等による被災者の生活支援が必要なことから、仮設住宅入居者以外の被災者も幅広く支援できるよう、地域支え合い体制づくり事業の継続と高齢者等の孤立化防止のために必要な設備整備も対象とするなど、事業の拡充をお願いしたい。

(2) 自治集会施設への補助制度の創設をお願いしたい。

今回の震災時の応急的な初動対応においては、自治組織（コミュニティ）の果たす役割が非常に大きかったが、その活動拠点である集会施設は甚大な被害を受けたところである。

災害時のみならず、今後取り戻す日常生活における要援護者支援活動のためにもコミュニティの再生は必須であり、その拠点となる自治集会施設の再建について、設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な補助制度を創設するようお願いしたい。

(3) 津波被災区域における固定資産税等の課税免除等特例措置の継続をお願いしたい。

津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定した区域の土地・家屋についての固定資産税等の課税免除は平成２５年度も継続となったが、平成２６年度についても、引き続き、減収補填を含めた本特例措置の継続をお願いしたい。

(4) 宮城県施設保有漁業協同組合等が被災漁業者の代わりに取得する家屋・償却資産に係る固定資産税等の減免による減収額に対し、国の財政措置をお願いしたい。

宮城県施設保有漁業協同組合等は被災した漁業者及び被災した宮城県漁業協同組合の代替建物・償却資産について取得し、共同利用の枠組みで被災漁業者の利用を図り水産業を回復するため取り組んでいる。

これら宮城県施設保有漁業協同組合等が取得した資産は、被災した漁業者等の代替資産に相当することから、宮城県施設保有漁業協同組合等が被災漁業者等の震災復興のために取得する家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の減免による減収額に対し、平成２５年度は震災復興特別交付税による財政的な措置は講じられているが、引き続き平成２６年度以降についても震災復興特別交付税による財政措置の継続をお願いしたい。

(5) 社会教育施設災害復旧事業への確実な財源確保をお願いしたい。

沿岸部にあり被災し、同じ場所で原形復旧することが著しく不適当な公民館などの社会教育施設の復旧については、土地区画整理事業と合わせて用地を確保し、嵩上げ後に移転改築することとなることから、今後、５～６年の期間が必要になると見込まれる。

このことから、公立社会教育施設災害復旧費補助金については、全ての事業が完了するまで、確実な財源確保をお願いしたい。

(6) 就学援助制度とスクールバス運行継続のための財政支援をお願いしたい。

被災した児童・生徒のうち経済的な困難に対処する就学援助制度は、本市においては、昨年度、37.7%の児童・生徒が利用しており、本年度も同程度の受給が見込まれる。また、学区外の仮設住宅等からの通学を余儀なくされている児童・生徒の多くは、スクールバスを利用しており、今後とも当分の間、両制度は継続する必要がある。

これらの制度を支える「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成２６年度までの期間とされているが、児童・生徒が安心して就学できるよう平成２７年度以降においても継続をお願いしたい。

海と生きる